

○城里町公共工事前金払取扱要綱

令和2年11月20日

告示第272号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払（以下「前金払」という。）について、城里町財務規則（平成17年城里町規則第40号。以下「規則」という。）第83条及び第151条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象工事)

第2条 前金払の対象工事とすることができる工事は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事又は測量（以下「工事」という。）で、町が発注する1件の契約金額が500万円以上のものとする。

(前金払の対象者)

第3条 町が前金払の対象者とすることができる者は、前条に規定する工事の受注者で、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第2項に規定する前払金の保証に関する契約（変更契約を含む。以下「保証契約」という。）を締結した者（以下「受注者」という。）とする。

(前金払の範囲)

第4条 前金払は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内で行うものとする。

- (1) 土木建築に関する工事に係る経費 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費のうち10分の4を超えない範囲内とする。
- (2) 土木建築に関する工事の設計又は調査に係る経費 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費のうち10分の3を超えない範囲内とする。
- (3) 土木建築に関する工事の用に供する機械類の製造に係る経費 当該土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に必要な経費のうち10分の3を超えない範囲内とする。

(4) 測量に係る経費 当該測量の材料費, 労務費, 機械器具の賃借料, 機械購入費 (当該測量において償却される割合に相当する額に限る。), 動力費, 交通通信費, 支払運賃, 修繕料及び保証料に相当する額として必要な経費のうち10分の3を超えない範囲内とする。

2 前項の規定による前金払の上限額に, 1万円未満の端数を生じるときは, その端数の金額を切り捨てた額とする。

(前金払の請求)

第5条 受注者が前金払の請求をしようとするときは, 保証契約に係る保証証書を町へ寄託するとともにその写しを添え請求書を町へ提出するものとする。

(保証証書の保管等)

第6条 町が寄託を受けた保証契約に係る保証証書は, 当該工事を発注した担当課において保管するものとし, その写しは, 支出の証拠書類とする。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第7条 町は, 工事の履行が2年度以上にわたるもの (当該工事が繰越明許費に基づく場合, 各年度の出来高予定額を設定しない場合その他の当該工事の性質又は目的が各年度に分割して取り扱うことに適さない場合を除く。) についての前金払の支払をするときは, 当該契約金額の各年度別の支払い限度額を基本として, 第4条各号に定める範囲内とする。ただし, 次の各号のいずれかに該当するときは, 初年度の支払限度額を上限として, 翌年度以降の支出額に基づき算出される前金払の額を合計して初年度に支払うことができる。

(1) 年度末に契約を締結するとき。

(2) 国庫補助事業等の予算執行として必要があると認めるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか, 町長が特別の事情があると認めるとき。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は, 契約締結の会計年度に契約金額の総額に対して行うことができる。

(前金払の支払い)

第8条 町長は, 適法な前金払の請求書を受領したときは, その日から起算して, 14日以内に前金払を支払うものとする。

(請負代金の額の変更に伴う措置)

第9条 町長は, 設計変更により請負代金の額が著しく増額された場合において, 必要があると認めるときは, 既に支払った前金払を増額することができる。この場合において, 増額後の前金払の額は第4条第1号の規定により算出される額を越えることはできない。

- 2 町長は、請負代金の額が著しく減額された場合において、既に支払った前金払の額が減額後の請負代金の額の10分の5（設計等にあつては、10分の4）を超えるときは、請負代金の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、町長は、同項の超過額が相当の額に達し、その全てを返還させることが適当でないと認められるときは、受注者と協議して返還すべき額を定めることができる。ただし、請負代金の額が減額された日から20日以内に当該協議が整わないときは、返還すべき超過額は、町長が定める。
- 4 町長は、前項の規定により返還すべき超過額を決定したときは、期日を指定して当該超過額を返還させるものとする。
- 5 町長は、第2項及び前項の規定により指定した期日までに前金払の超過額の返還がないときは、指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項及び第2項の規定により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（前金払の返還）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前金払の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 当該工事の請負契約が解除されたとき。
- (2) 保証事業会社が当該工事の保証契約を解除したとき。
- (3) 前金払を当該工事以外の目的に使用したとき。

（前金払の制限）

第11条 町長は、第2条及び第3条に規定する工事及び受注者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前金払の割合を制限し、又は前金払を支払わないことができる。

- (1) 町の財政がひっ迫し、又はひっ迫することが予想されるとき。
- (2) 正当な理由がなく工事の履行について遅延のある者又は過去において著しく遅延を繰り返した者が工事を行うとき。
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、町長が前金払を支払う必要がないと認めるとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。